

社会福祉法人謙心会 第15回理事会議事録

1 開催日時

令和元年11月23日 午後2時00分から午後3時00分まで

2 開催場所

栃木県大田原市加治屋83-81

特別養護老人ホームにちにちそう 地域交流スペース

3 理事総数 6人

4 出席した理事の数及び氏名 6人

理事 安藤美代子、吉成仁見、中井本秀、鈴木多喜、井上昌子、増淵則雄

監事 室井敏雄、相澤康子

5 報告

(1) 報告第2号 令和元年度職務執行状況について

(2) 報告第3号 令和元年度事業計画進捗状況について

(3) 報告第4号 令和元年度資金収支状況について

6 議題

(1) 議案第7号 職員就業規則の一部改正について

(2) 議案第8号 臨時職員等就業規則の一部改正について

(3) 議案第9号 経理規程の一部改正について

7 議事の経過及び結果

事務局 猛暑のあとの台風15号、19号の大きな被害があり、お亡くなりになった方のご冥福と被害にあった方にお見舞いを申し上げますとともに被害にあった地域の一日も早い復旧をお祈りしたいと思います。お陰様で社会福祉法人謙心会の施設には、被害もなく一安心であります。朝夕、めっきり寒くなってまいりました。理事、監事の皆様方には体調管理に十分お気をつけいただきたいと思います。特別養護老人ホームにちにちそうでは、夏祭り、敬老会等の今年度の大きな行事も終了し、秋の紅葉見物やリンゴ狩り等各種リクリエーションを実施しているところであります。ただ今の出席理事は、6名の全員出席でありまして、定款第28条第1項に規定する理事の過半数を超えておりますので、本日の理事会は、成立しておりますことをご報告いたします。それでは、はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

理事長 本日はお忙しい中、また足元の悪い中でお集まりいただき有難うございます。皆様のご協力を頂きながら当法人も3年目を迎えました。開設当初より一区切りとして3年を目標にしてやってまいりました。まだ不十分なことも多く、私なりの考えでは達成度は60%くらいと考えております。今後、目標達成に向け更に努力していきたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願い致します。本日もお世話になります。

事務局 ありがとうございました。

次に、議長選出であります。定款第27条の規定によりまして、議長はその都度選任すると規定されておりますが、本日の理事会の議長につきましては、吉成仁見理事にお

願いたいと思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。（異議なしの声あり）
ありがとうございます。それでは、吉成理事よろしく願いいたします。

議長 吉成でございます。それでは、しばらくの間、理事会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長 それでは報告に入ります。報告第2号 令和元年度職務執行状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号 令和元年度職務執行状況についてご説明申しあげます。2ページをお願いします。まず、理事会であります。第13回理事会を令和元年6月1日に開催し、平成30年度の事業報告、決算、社会福祉充実計画、理事監事の選任等の審議をいただき、令和元年6月22日に理事長の選定について審議をいただいております。評議員会につきましては、第8回評議員会を令和元年6月19日に開催しております。評議員会でも同様に事業報告、決算、社会福祉充実計画、理事監事の選任のご審議をいただき、了承を得ました。平成30年度の決算につきましては、令和元年5月24日に施設長室で監事お二人により監査を実施しております。次は、各事業所の運営推進会議であります。特養と小規模多機能施設のかじやは共同で会議を開催しております。5月30日、7月24日、9月25日に開催し、委員の皆様と意見交換を行っております。もとまちにつきましては、5月17日、7月19日、9月20日に開催しており、ふじみにつきましては、5月14日、7月16日、9月17日に開催しております。特養への入所順位等を協議する入所検討委員会を7月10日に開催しております。30名の方の入所順位等を決定しております。今年度の9月末までに5名の方の特養への入退所がありました。次に主な行事であります。7月27日に夏祭りを実施しており、雨が心配ありましたが、降られずに実施できました。9月11日には敬老会を開催し、大田原市の混声合唱団ブーケの皆様との合唱と職員による出し物で盛り上がりました。なお、特養以外にも各事業所で夏祭り、敬老会を実施しております。主なものだけの説明とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議長 報告第2号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。（特に何もなしとの声）

議長 特にないようでありますので、報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号 令和元年度事業計画進捗状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは令和元年度事業計画進捗状況を報告させていただきます。お手元の資料5ページをご覧ください。先ず初めに特別養護老人ホームから報告させていただきます。マル1の表が利用実績になります。表の延人数の計が5168人となっておりますが、前年度同時期は5222人となっておりますので、マイナス54人となっております。主な原因は、入居者様の入院となっております。長期入院ですと3か月以内に退院が見込めない場合や退居の申し出がない場合には空床となってしまいます。その対策としまして、今年の10月より入院等により長期間空床となってしまう居室を契約者様の同意に基づきショートステイで利用させて頂く、短期入所生活介護（空床型）の利用を開始したとこ

ろであります。9月末での平均介護度は3.9で、平均年齢は86.8歳となっており、最高齢は102歳の女性であります。現在の待機者数は、今月15日に行われました入所検討委員会での最新の情報で45名となっております。マル2は行事の実施状況になります。今後も入居者様が楽しんで過ごしていただけるような行事を実施していきたいと考えております。6ページに移りましてショートステイですが、同じくマル1のような実績となっております。延人数が1419人となっており、一日の利用平均が7.8となっております。昨年度同時期は延人数1705人、一日の利用平均が9.3となっておりますので、利用実績はかなり減少してしまいました。長期で利用されていた方の特養へ入所やお亡くなりになられたなどが主な原因であります。しかし、上半期の後半では利用状況も回復してきております。また、先程説明させて頂きました空床型利用も開始しておりますので、今後はより高い利用実績が出るよう、更なるサービスの質の向上も含めて実施していきたいと考えております。9月末での平均介護度は3.2で、平均年齢は84.7歳となっております。マルの2が行事の実施状況となっております。利用者様に楽しんでいただけるような様々行事を、今後も企画・実施していきたいと考えております。7ページがデイサービスのにちにちそうみはらになります。利用状況はマル1の表の通りとなっております。延人数が1680人となっており、一日の利用平均が9.1となっております。昨年度同時期は延人数1647人、一日の利用平均が9.0とでしたので、延人数でプラス33人、一日利用平均プラス0.1人となりました。現在、新規の利用申し込みが続いております。毎月の営業活動や機能機能訓練の充実などが主な要因ではないかと考えております。因みに10月の延人数は320人、一日利用平均10.3人となっております。9月末での平均介護度は1.3、平均年齢は85.7歳となっております。マルの2が行事の実施状況になります。参考にいただければと思います。8ページのマル3は、デイサービス終了後の介護保険外宿泊サービスの実施状況になります。月平均1.3の利用実績となっております。今後ご家族の急用時に対応できるように実施していきます。次ににちにちそうふじみ（グループホーム）の実施状況になります。同様にマル1の表が利用状況となります。9月に入院ののちお亡くなりになられ退居となった方が1名おりましたが、現在は定員9名満床であります。9月末での平均介護度は2.5、平均年齢88.4歳となっております。マル2の行事実施状況については同様に参考にしてください。次に小規模多機能型居宅介護事業の一つでありますにちにちそうかじやです。マル1が利用状況です。登録者が一日定員を超えない範囲で通い・訪問・泊まりが自由に利用できるサービスです。そのため登録者数が収支の目安となります。上半期の総登録者数は136人、月平均登録者数は22.6人となりました。昨年度同時期は総登録者数126名、月平均登録者数21人でしたので、総登録者数10人、月平均登録者数1.6人のプラスとなりました。9月末での平均介護度は2.4、平均年齢84.9歳となっております。マル2の行事実施状況については、同様にご参考にしてください。10ページに移りまして、同じく小規模多機能型居宅介護事業のにちにちそうもとまちの利用状況になります。総登録者数は140人、月平均登録者数は23.3人となりました。昨年度同時期は総登録者数139人、月平

均登録者数23.1人でしたので、総登録者数1人、月平均登録者数0.2人のプラスとなりました。9月末での平均介護度は1.7、平均年齢85.2歳となっております。マル2の行事实施状況については、ご参考にしてください。かじや・もとまち共に登録定員は29名となっておりますので、更に登録者数が増えるよう努めていきたいと考えております。最後に居宅介護支援事業になります。マル1の利用実績にて、延人数の総計が291名となっておりますが、昨年比ではマイナス35名となっております。主な原因としましては、介護支援専門員（ケアマネ）の不足であります。昨年度は3名で業務にあたっておりましたが、今年度は1~2名で行わなければならない状況となり、新規の依頼が受けられない状況が続いておりました。10月に短時間勤務の職員が入職し、徐々に新規依頼も受けられる状況にはなっております。9月末での平均介護度は1.8、平均年齢86.6歳となっております。以上、進捗状況の報告となります。今年度は10月に消費税増税による介護報酬・利用料の改定がありました。それに伴い利用者・ご家族様の利用負担が増加されることとなりましたが、事前説明にて特に大きな問題もなくご理解を頂けたところであります。後期に向けて、利用者様及びご家族様により満足いただけるよう、更なる質の高いサービス提供に職員一丸となって努めていきたいと考えております。以上、私からの報告を終わります。

議長 報告第3号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。

井上理事 予防とありますが、予防とは介護認定を受けていない方の事ですか。

事務局 予防の方とは要支援の介護認定を受けた方の事を指しています。

井上理事 そうですか。

議長 その他に何かありますか。

(特に何もなしとの声)

議長 特にないようでありますので、報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号 令和元年度資金収支状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局 令和元年度の資金収支状況につきましてご説明いたします。12ページをご覧ください。始めに、かじや拠点からご説明いたします。この資料は、9月末現在でまとめてあります。まず、介護保険料等の収入でございますが、4月から8月までの5か月分の計上となっております。支出は、人件費、それに給食費等の業者への支払は、4月から8月までの5か月分となっておりますので、ご了承いただきたいと思います。ほぼ真ん中の収入額・支出額の欄を説明してまいります。まず、最初の行であります。介護保険事業収入約114,200千円で、予算額の36.6%の収入であります。特養分が約56,400千円ショートが約14,400千円、デイサービスが約12,000千円、かじやの小規模が約28,900千円、居宅介護支援センターが約2,500千円あります。少し飛びまして、その他の事業収入の補助金事業収入471,861円は、平成30年度大田原市社会福祉法人等利用者負担対策事業費補助金291,861円と女性活躍キャリア育成助成金180千円であります。大田原市社会福祉法人等利用者負担対策事業費補助金は、社会福祉法人謙心会

が低所得者に利用料の減免をした額約 855 千円に対する市からの補助金で交付率は 34%であります。雑収入の主なものは、平成 30 年度に実施した女性の臨時職員の研修のキャリアアップ補助金 1,438,880 円で年度内に交付されなかったため、令和元年度の収入として、雑収入に計上しております。寄附金収入 200 千円は、前監事の木下武夫様の奥様、木下了子様からの寄附金であります。事業活動収入計は、約 116,750 千円であります。次の行の人件費支出は、約 92,500 千円であります。7 ページの事業費支出は、約 15,080 千円であり、予算の執行率は、35%で、大きな支出は、給食費の約 6,600 千円、水道光熱費の約 3,400 千円であります。次に、事務費支出は、約 7,150 千円の支出額であります。執行率は 32%でありまして、大きな支出は、13 ページになりますが、賃借料約 2,200 千円は、リコーへのパソコン等のリース料等であります。土地・建物賃借料が約 1,400 千円、福祉医療機構への支払利息が約 1,400 千円となっております。事業活動支出計が、約 116,500 千円で事業活動資金収支差額は、207,205 円となっております。

13 頁の設備資金借入金元金償還支出は、福祉医療機構への返済金であります。車両運搬具取得 624,352 円は、ショートステイの送迎用の中古の軽自動車の購入費であります。以上でかじや拠点の説明を終わります。次に、ふじみ拠点であります。14 ページをお願いします。介護保険事業収入の収入済額は、約 39,300 円で予算額の 37.8%の収入で、グループホームのふじみが約 15,400 円、小規模多機能施設もとまちが約 23,900 円あります。事業活動収入計が約 39,500 千円になります。人件費は、約 31,400 千円あります。事業費支出は、約 5,900 千円で執行率が 44.3%で主な支出は給食費が 2,500 千円、水道光熱費が 2,020 千円あります。次に、事務費支出は、約 2,370 千円で執行率は 26.6%であります。主な支出は、15 頁の土地・建物賃借料 1,200 千円、利用者負担軽減額が 184 千円支出されております。事業活動支出が約 39,800 千円で事業活動資金収支差額は、マイナスの約 260 千円の黒字となっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第 4 号の説明が終わりました。皆様、質疑、意見等がございましたらお願いします。(特に何もなしとの声)

議長 特にないようでありますので、報告第 4 号を終わります。

議長 次に、議事に入ります。議案第 7 号と議案第 8 号は関連がございますので、一括議題といたします。議案第 7 号 職員就業規則の一部改正について及び議案第 8 号臨時職員等就業規則の一部改正について議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号 職員就業規則の一部改正についてご説明いたします。「勤務間インターバル」制度とは、1 日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。この制度も働き方改革の一つであります。18 ページの新旧対照表をご覧ください。第 27 条の次に 11 時間の休息时间の規定を設け、第 27 条の 2 としました。下線の部分をご覧ください。法人は、職員に対して 1 日の勤務時間終了後、次の勤務開始まで少なくとも 11 時間の継続した休息时间を与えると定めるものであります。ただし書きで、災害その他避けることのできない場合は、この限りでないと定めるものであります。第 2 項

に前項の休息時間の満了時刻が次の勤務の所定始業時刻以降に及ぶ場合、翌日の始業時刻は、前項の休息時間の満了時刻まで繰り下げる旨規定するものであります。附則としまして、この規則は、令和元年12月1日から施行する旨定めるものであります。次に議案第8号 臨時職員等就業規則の一部改正についてご説明いたします。21頁をご覧ください。臨時職員等就業規則の一部改正も職員就業規則の改正と同様に11時間の休息時間を設けるものであり、内容も同じでありますので、詳細の説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 「満了時間まで繰り下げる」とありますが、具体的にはどのような事ですか。

事務局 例えば9時～18時までの勤務の職員が、残業で23時まで勤務した場合には、翌日は11時間後の10時以降の勤務開始となります。

中井理事 ようは残業をあまりさせないということですね。

事務局 そうであります。

鈴木理事 分かりました。

議長 他に何かご質問はございますか。

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第7号及び議案第8号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第7号 職員就業規則の一部改正について及び議案第8号臨時職員等就業規則の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第9号 経理規程の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 経理規程の一部改正についてご説明いたします。10月3日に実施されました、栃木県の指導監査において、小口現金について、限度額の金額に余裕があった方がよいのではないかと、それに生活相談員には、入居者の利便に供するために現金を渡している実態があるので、経理規程を改正した方がよいとの指導があったため、限度額を10万円から20万円にそれに生活相談員への小口現金の取り扱い規定を加えるものであります。24ページの新旧対照表をご覧ください。第27条は小口現金の規定であります。第2項の限度額の規定を「10万円」から「20万円」に改めるものであります。第27条の2として、特別養護老人ホームにちにちそうの入所者等の特定の支払に充てるために、生活相談員に対して現金を前渡しし、当該職員に小口現金を管理させることができると定めるものであります。第2項に小口現金の限度額は、20万円とすることができることと定め第3項で小口現金は、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行うと定めるものであります。附則としまして、この規則は、令和元年12月1日から施行する旨定めるものであります。以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木理事 20万円とすることができるとありますが、その間である程度幅を持ってできるようにするという意味が籠っていますか。

事務局 はい、その通りです。今までは10万円としていましたが、指導監査にて助言を頂いたのでそのように変更させて頂きました。

鈴木理事 そうですか。分かりました。

中井理事 生活相談員とはどのような業務にあたるんですか。

事務局 入居者の生活全般の事務・相談業務や家族・各関係機関・現場との連携・連絡調整など業務は多岐にわたります。言わば施設の顔とも言える存在であります。

中井理事 分かりました。

議長 他に何かご質問はございますか。

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号 経理規程の一部改正については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 以上で、本日予定した議事は、すべて終了いたしました。次に、その他に移りますが、皆さんから何かございましたら、お願いしたいと思います。

(特になしの声あり)

議長 それでは、事務局からお願いします。

事務局 10月3日に実施されました、栃木県の指導監査の結果についてご報告いたします。経理規程の改正につきまして、既にご説明しましたが、まず、小口現金について、消耗品の購入や小口の現金を支払う為に出納員が管理している現金であります。10万円を超えているところがあるので超えないようにするか、限度額を改正するようということと、入所者の利便に供するために生活相談員が金額を管理しているが、実態にあわせて、経理規程を改正するようとの指導がありました。次に、褥瘡対策ですが、ハイリスク者への予防計画はできているが、予防対策についての実践記録がないので、記録として実施したことを残しておくようとの指導と服薬事故について、施設全体で改善するようとの指導がありました。ショートステイについては、重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がないので、記載するようとの指導と概ね4日以上連続して利用する場合は、短期入所生活介護計画を必ず作成し、利用者の同意を得る事等の指導がありました。指導がありました件につきましては、速やかに対応してまいります。次に介護職員等特定処遇改善加算についてですが、介護サービスの維持はわが国の重要課題であります。介護業界の賃金水準が他業界に比べて低いなどの理由から、介護人材の確保が困難な状況にあります。そのため、介護職員の賃金水準向上を目的として、介護職員処遇改善加算による支援が行われています。2019年度の介護報酬改定においては、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、特定加算を創設

することとし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとしております。具体的には、職員をグループ分けします。a グループは、経験・技能のある介護職員 介護福祉士で10年以上の介護職員を基本とします。b グループは、経験・技能のある介護職員を除く介護職員。c グループは、介護職員以外の職員であり、生活相談員、ケアマネ、看護師、事務員、調理員等であります。配分比率につきましては、a グループの経験・技能のある介護職員に4、b グループの経験・技能のある介護職員を除く介護職員に2、c グループの介護職員以外の職員に1、4対2対1の配分比率を基本とします。金額にたとえますと a グループに4万円 b グループに2万円、c グループに1万円となります。ただし、経験・技能のある職員には、月額8万円の改善か又は改善後の賃金が年額440万円以上となるような改善をしなければならないことになり、にちにちそうでは改善後の賃金が440万円以上になる職員を数名つくる方法を選択することとしました。令和元年10月分からの介護報酬が対象になります。介護報酬は2か月遅れで入ってきますので、実際には、1月の職員への賃金から手当として上乘せをしたいと考えておりまして、年間の加算額は、5百万円を超える額を見込んでおります。次に今後の事業予定についてです。夏祭り、敬老会と施設の大きな行事が終了しましたので、今後の事業としましては、秋のレクリエーションとしてリンゴ狩りや紅葉見物、暮れのクリスマス、そば打ち、餅つき、年始の初詣、2月の節分等の行事を実施し、3月末に第16回理事会を開催する予定であります。11月11日には、入所者の健康管理の面から、インフルエンザの予防接種を実施いたしました。それに合わせて、職員の接種も実施しました。以上で、その他の説明を終わります。

議長 事務局からの説明がありましたが、何かご質問はございませんか。
(特に何もなしとの声)


議長 他に質問もないようでありますので、これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。


閉会 (午後3時00分)


以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。


令和元年 11 月 ²⁵ ~~26~~ 日


議長 吉成仁見 


理事名 中井本秀 


理事名 鈴木多喜 

理事名 井上昌子 

理事名 多藤美代子 

理事名 増淵 則雄 

監事名 室井敏雄 

監事名 相澤康子 



4

1

2

3